

互助会報

第386号（6月）

社団法人 宮崎県教職員互助会

〒880-0801 宮崎市老松1丁目2番2号

TEL：(0985) 29-1242

FAX：(0985) 27-4146

E-mail：gojyokai@miyazaki-catv.ne.jp

URL：http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~gojyokai/

再生紙を使用しています

紙上ギャラリー

総会議案特集



「青い森」

日高 和広（宮崎県立美術館）

今月の主な内容

第68回通常総会議案	吉村作治の古代七つの文明展……………	30
平成23年度決算並びに監査報告……………	北京・故宮博物院展……………	30
2～5	考古学講演会「考古学から東アジアを考える」……………	31
一般社団法人移行に伴う「定款の変更の案」……………	貸付金の一部繰上返済ができます……………	31
6	文芸誌「しゃりんばい」第35号原稿募集について……………	32
平成24年度運営方針並びに事業計画……………	指定宿泊施設について……………	32
7～13	スクールコンサートを実施します……………	33
平成24年度予算案……………	退職互助部事業について……………	33
14～15	業務連絡会の日程……………	36
役員選出……………		
16		
「定款の変更の案」の要点、「定款の変更の案」……………		
17～27		
総会代議員……………		
28		
地区運営委員・退職互助部運営委員・退職互助部地区事務局長……………		
29		

第68回 通常総会 を開催します

日 時 平成24年6月29日(金) 午後1時30分開会
場 所 ニューウェルシティ宮崎 [宮崎市]

平成23年度決算並びに監査報告、平成24年度運営方針並びに事業計画、平成24年度予算案等を掲載しています。

ご覧いただき、ご意見などがありましたら、総会代議員(28ページ)の方にお伝えください。

第1号議案 平成23年度決算並びに監査報告に関する件

一般会計、特別会計、収益事業会計の収入の部と支出の部及び資産状況を図表にしています。

平成23年度 収支決算総括

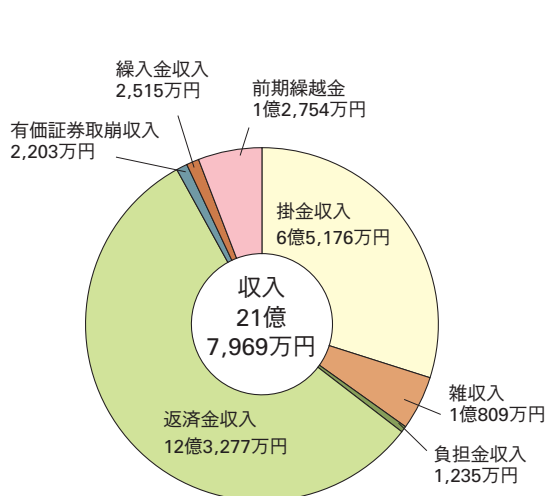
会員数の減少や給与引き下げに伴う掛金収入の減少及び新規貸付利用の減少に伴う貸付利息収入の減少、長引く政策金利引き下げによる運用収益の低迷が大きく影響しています。このような状況で、経費削減等を図るとともに、安定した利息収入が得られるよう取り組み、諸事業については継続して実施しました。

また、県立美術館等と共催で開催した「清水寺秘宝展」や文化講演会などの公益文化事業をはじめ、臨床心理士相談事業等を実施するなど、文化芸術の振興、厚生事業の充実を図りました。

一般会計

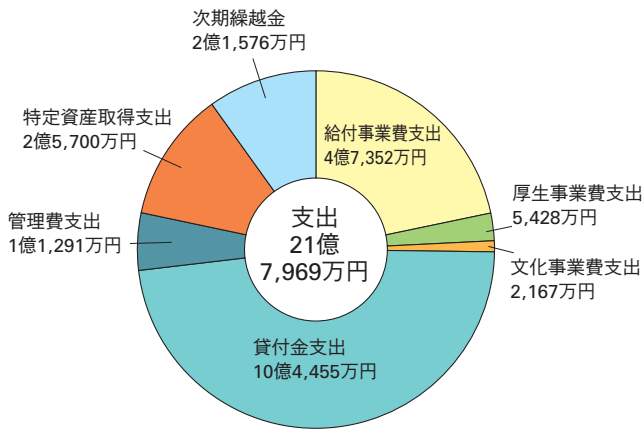
長期給付経理、短期給付経理、厚生事業経理、貸付事業経理、業務経理、退職給付経理の計6経理

<収入の部>



掛 金 収 入	現職会員が毎月納める掛金及び現職退互部加入掛金積立(給料月額と教職員調整額の合計額の1000分の10及び1000分の5)
雑 収 入	定期預金や国債などの資産運用による収益や貸付事業の利息収入など
負 担 金 収 入	公立学校共済組合宮崎支部の宿泊助成事業事務受託による収入
返 済 金 収 入	貸付金の返済金
有 価 証 券 取 崩 収 入	事業を行うために必要な資金(国債)を取り崩したことによる収入
繰 入 金 収 入	特別会計・収益事業会計から繰り入れた資金

〈支出の部〉

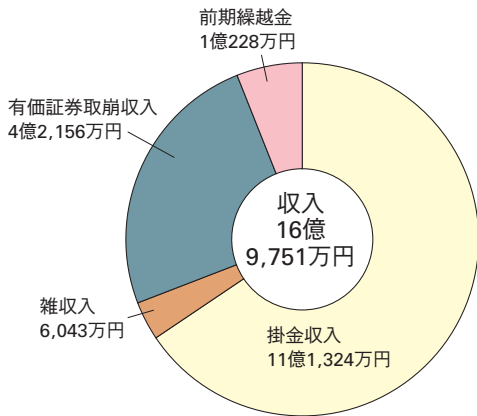


給付事業費支出	病気・ケガ、介護、災害、退職、死亡したときなどの給付金
厚生事業費支出	宿泊補助、メガネ購入、芸術鑑賞・スポーツ観戦、アイドック健診、針・灸・マッサージ等の補助 会報、地区事業、退職後の生活を考える会等の講習会、会員著書購入、相談事業など
文化事業費支出	会員及び県民を対象とした県立芸術劇場との共催による舞台芸術やスクールコンサート等の文化公演事業、美術展、文芸誌、文化活動助成など
貸付金支出	生活資金、自家用車等の購入や結婚・住宅資金等の貸付金
管理費支出	事務局の管理運営費、諸会議費など
特定資産取得支出	給付準備金等を定期預金等に積み立てたことによる支出

特別会計

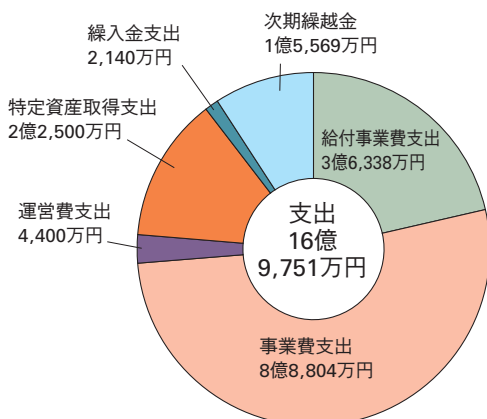
特別弔慰金経理、退職互助部経理、互助年金経理、会館管理資金積立経理、教職員積立年金経理の計5経理

〈収入の部〉



掛金収入	特別弔慰金掛金、退互部加入掛金、教職員積立年金掛金
雑収入	定期預金、国債などの資産運用による利息収入
有価証券取崩収入	事業を行うために必要な資金（国債）を取り崩したことによる収入

〈支出の部〉

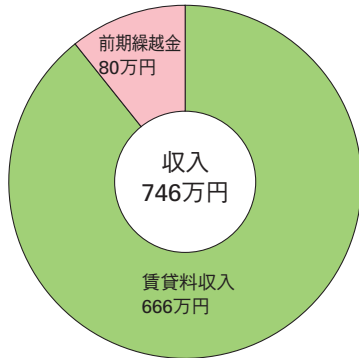


給付事業費支出	現職会員の特別弔慰金や配偶者弔慰金、退会給付金、退互部会員の療養補助金、長寿祝金、宿泊補助など
事業費支出	教職員積立年金保険料など
運営費支出	退互部の地区事業、会報発行など
特定資産取得支出	給付準備金等を定期預金等に積み立てたことによる支出
繰入金支出	一般会計へ繰り出した資金

収益事業会計

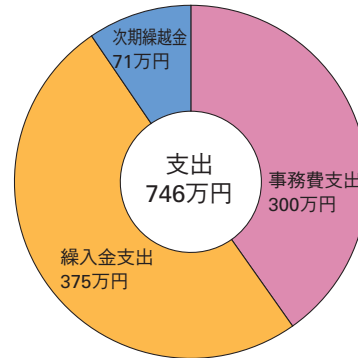
収益事業経理の1経理

〈収入の部〉



賃 賃 料 収 入 土地の年間賃貸料など

〈支出の部〉



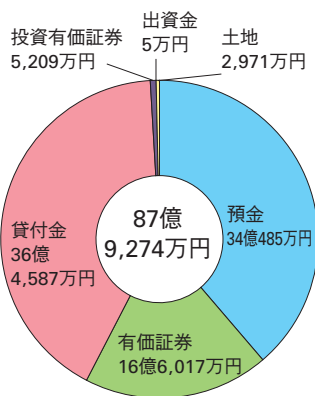
事 務 費 支 出 土地の固定資産税など

繰 入 金 支 出 一般会計へ繰り出した資金

資 産 状 況

一般会計

長期給付経理、短期給付経理、厚生事業経理、貸付事業経理、業務経理、退職給付経理



預 金 定期預金や普通預金など

有 価 証 券 国債・地方債

貸 付 金 現職会員が利用している貸付金の残高

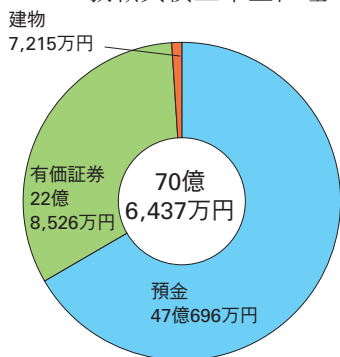
投 資 有 価 証 券 宮崎銀行などの株式

出 資 金 有限会社アクティブティチャーズライフへの出資金

土 地 創立10周年記念、20周年記念などで購入した土地

特別会計

特別弔慰金経理、退職互助部経理、互助年金経理、会館管理資金積立経理、教職員積立年金経理



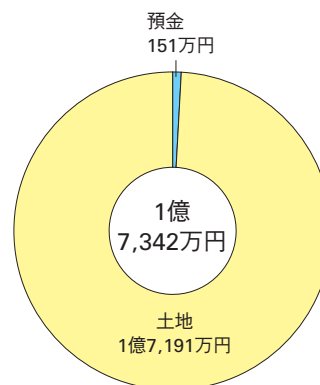
預 金 定期預金や普通預金など

有 価 証 券 国債・地方債

建 物 教職員互助会会館の減価償却後の資産

収益事業会計

収益事業経理



預 金 普通預金

土 地 賃貸事業を行っている土地

監 査 報 告

平成23年度決算を平成24年3月31日に行い、平成24年4月9日、5月7日、8日、10日、18日に公認会計士の監査、5月21日に監事の監査を受けました。

監査を受けた内容とその結果は、次の通りです。

監 査 報 告 書

平成24年5月18日

社団法人宮崎県教職員互助会
理事長 飛田 洋 様

木下公認会計士事務所
公認会計士

木下博義

私は、社団法人宮崎県教職員互助会の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 一般会計（長期給付経理・短期給付経理・厚生事業経理・貸付事業経理・業務経理・退職給付経理）の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. 特別会計（特別甲慰金経理・退職互助部経理・互助年金経理・会館管理資金積立経理・教職員積立年金経理）の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. 収益事業会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
4. 貸借対照表総括表
5. 正味財産増減計算書総括表
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 財産目録

II 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 特別会計の収支計算書
3. 収益事業会計の収支計算書
4. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人宮崎県教職員互助会の平成23年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人宮崎県教職員互助会の平成23年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
社団法人宮崎県教職員互助会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2012年5月21日

社団法人宮崎県教職員互助会
理事長 飛田 洋 様

監 事

松元史与

監 事

井上悦子

監 事

藤井政美

社団法人宮崎県教職員互助会の監査について、下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 期 日 2012年5月21日
- 2 監 査 場 所 宮崎県教職員互助会会館 2階会議室
- 3 監 査 を し た 事 業 期 間 2011年4月1日～2012年3月31日
- 4 監 査 を し た 事 項
 - 1) 上記期間の事業実施状況並びに会計状況についての監査を行った。
 - 2) 上記期間の会計計算書類については、公認会計士 木下博義氏に監査を委託した。
- 5 意 見 ・ 要 望 特 に な し
- 6 報 告
 - 1) 事業実施状況については、良好であると認める。
 - 2) 財務諸表等については、公認会計士 木下博義氏より次のとおり報告を受けている。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人宮崎県教職員互助会の平成23年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人宮崎県教職員互助会の平成23年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

第2号議案 一般社団法人移行に伴う「定款の変更の案」に関する件

1 提案理由

平成25年4月1日一般社団法人に移行するため、8月を目途に移行申請を行うことにしています。

移行申請には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に適合した「定款の変更の案」が総会において承認を得ていることが必要です。

このため、内閣府のモデル案等を参考に司法書士の助言を受け、次のとおり「定款の変更の案」を提案します。

2 提案事項

- 1) 「定款の変更の案」の要点 17～18ページ
「定款の変更の案」 19～27ページ

- 2) 移行申請において、主務官庁等からの指摘により軽微な修正が必要な場合は理事長に一任します。

第3号議案 平成24年度運営方針並びに事業計画に関する件

1 提案理由

本会は、「互助の精神」をもとに、60年以上にわたり福利厚生事業や公益文化事業を実施し充実・発展してまいりました。先人の実施してこられたこれらの事業を継承し、現在の会員のニーズに見合った事業を推進していかねばなりません。

そのため、今年2月に理事長に報告された事業検討委員会の検討内容を踏まえ、経済支援、健康維持・増進、自己啓発・自己研鑽に関する新たな事業の構築や既存事業の見直しを行い、会員にとって魅力ある事業を実施していくことが必要になります。

また、創立45周年記念事業として出版した「ここに学校があったー戦後50年 統合・閉校の記録」の追録作成の要望が寄せられていることから、その対応も必要になります。

なお、財政的には、厳しい状況にあることから限られた資産をさらに効率的に運用していかねばなりません。

本年度は、平成25年4月1日一般社団法人移行に向け、大変重要な年になります。

移行申請には、「定款の変更の案」が法律に適合していること、純資産額から公益目的財産額を算定し、これを計画的に費消していくための公益目的支出計画が適正であり確実に実施すると見込まれることが求められています。

さらに、新たな法人に移行することになることから移行後の組織体制や運営を見据えた諸規程の見直し、総会代議員選挙に向けた準備など、今年度中に取り組んでおかなければならない課題があります。

このため、平成24年度運営方針並びに事業計画を次のとおりとします。

2 提案事項

1) 運営方針

- (1) 平成25年4月1日一般社団法人に移行するため、8月を目途に申請を行います。
- (2) 移行申請における公益目的支出計画は、公認会計士や保険数理人の助言をもとに作成します。
- (3) 平成25年4月1日から新たな法人になることから、今年度中に次のことに取り組みます。
 - ① 「定款の変更の案」に則した諸規程の見直しを行います。
 - ② 総会代議員選挙に向けた準備を始めます。
 - ③ 役員の選出方法について検討します。
 - ④ 今年度末までに平成25年度事業計画並びに予算書を作成します。
- (4) 一般社団法人移行に伴い公益目的事業（継続事業）を実施しなければならぬため、教育及び文化、芸術、スポーツ等の公益文化事業の充実を図ります。

- (5) 事業検討委員会報告を踏まえ、人間ドックなど現職会員のニーズにマッチした事業を実施します。
また、現職会員の経済支援を図るため、貸付限度額の拡大と返済方法について検討します。
さらに、少子化の状況から子育て支援に関する事業を実施します。
- (6) 創立45周年記念事業として出版した「ここに学校があったー戦後50年 統合・閉校の記録」の追録作成及び統合・閉校した学校の校歌収録の検討を行います。
- (7) 関係団体等の協力を得ながら、本会の事業の周知を図るとともに、新規採用者等の加入促進に取り組みます。
- (8) 少子化による教職員数（会員数）の減に伴う掛金収入の減少や低金利状況の中で財政的に厳しい状況です。このため、運用収益増となるよう「資産運用規程」に基づき安全で効率的な運用に努めます。

2) 事業計画

■ 公益目的事業（継続事業）として実施する事業

- ② (1) 「NHK交響楽団」公演など舞台芸術公演を県内3地区で実施します。
- ア 「NHK交響楽団」の公演を宮崎県立芸術劇場と共催で実施します。
期 日 平成25年3月9日（土）
場 所 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）
- イ 「劇団四季ファミリーミュージカル」公演を都城市文化振興財団と共催で実施します。
期 日 平成24年10月20日（土）
場 所 都城市総合文化ホール
- ウ 「ベルリン少女合唱団」公演を延岡総合文化センター等と共催で実施します。
期 日 平成24年10月7日（日）
場 所 延岡総合文化センター
- (2) 「北京・故宮博物院展」など文化芸術振興事業を実施します。
- ア 「地上の天宮 北京・故宮博物院展」を宮崎県立美術館等と共催で実施します。
期 日 平成24年5月19日～6月24日
場 所 宮崎県立美術館
- イ 「吉村作治の古代七つの文明展」を宮崎県総合博物館等と共催で実施します。
期 日 平成24年7月14日～9月2日
場 所 宮崎県総合博物館
- (3) 本県の文化・学術の振興のため、文化講演会を実施します。
- 日台韓文化交流考古学講演会 「考古学から東アジアを考える」
期 日 平成24年8月4日（土）
場 所 宮日会館 宮日ホール

- ⑧ (4) 高度な専門的知識・経験を有する臨床心理士を派遣し、生徒のカウンセリング及び教職員、保護者への相談・助言を行う、臨床心理士相談事業を実施します。

平成24年度は相談時間等を拡充し、ニーズの高い宮崎東高等学校、延岡青朋高等学校等で実施します。

また、事件・事故の発生に伴い緊急的に支援が必要な学校にも関係機関と協議し臨床心理士を派遣します。

- (5) 県内の小中学校及び県立学校を会場に児童・生徒及び周辺の学校、地域住民等を対象に「スクールコンサート」を実施します。和楽器・洋楽器による音楽公演、演劇や人形劇等の舞台公演を県内3つのグループに分け、60公演を上限に実施します。

平成24年度は、都北・県北・西臼杵地区の学校が対象です。

- (6) 文芸活動振興事業を実施します。

総合文芸誌を発行し、公共施設等に寄贈します。また専門家による講演と文芸誌掲載作品の批評を行う県民参加型の「合評会」を開催します。

さらに、学校の文芸活動振興のため、県内の高等学校の文芸部等と連携し文芸誌に生徒作品を掲載するとともに、視覚障がい者の読書活動を支援するため、点字本を編集し点字図書館等に寄贈します。

また、専門家による県民参加型の文芸講座を実施します。

・わくわく文芸講座 平成24年9月29日(土) 宮崎県立図書館

・合評会 平成25年2月23日(土) 宮崎市

- (7) 「第35回宮崎県教職員互助会美術展(教美展)」を県内3会場で開催します。

あわせて、県内では鑑賞する機会の少ない県外公募展において入選した作品も展示します。

また、企画委員及び実行委員制作による色紙等の作品を鑑賞者に抽選で贈呈します。

さらに、専門家を招へいし、県民参加型の「ギャラリートーク」も実施します。

・宮崎展「宮崎県立美術館」 平成25年1月10日～1月19日

・都城展「都城市立美術館」 平成25年1月22日～1月27日

・延岡展「延岡総合文化センター」 平成25年1月31日～2月7日

- ⑧ (8) スポーツ支援事業を実施します。

県民がそれぞれの体力や年齢、技術、目的等に応じて、スポーツに親しめるよう、スポーツバイクなど体験参加型の「エンジョイスポーツフェスティバル」を実施します。

また、本県の競技力の向上を図るため、全国大会等で入賞歴のない種目や県内で普及が十分でない競技への普及促進についても支援を検討します。

■ 現職会員及び退職互助部会員を対象にした事業

- (1) 職場や地域での文化活動を支援するため、会員が中心となって文化活動を行っている5名以上のサークルを対象に、「文化活動助成」を行います。
なお、申請締切を6月29日（金）とします。
- (2) 会員の著書を購入します。購入は2冊までとし、市販されているものはその定価、定価のない場合は、1冊3,000円を上限とします。
- (3) 顧問弁護士による相続・不動産等に関する無料法律相談事業を実施します。
顧問弁護士
江 藤 利 彦 弁護士（宮崎市）
大 塚 幸 治 弁護士（都城市）
佐々木 龍 彦 弁護士（延岡市）
- (4) 確定申告手続き説明会を、退職互助部会員の協力を得て実施します。また、税務署等で実施している無料相談会等を活用するよう呼びかけます。
- (5) 九州各互助団体の会員並びに家族を対象にした全教互九州ブロック協議会共同事業「会員証割引事業」は、会員に利用の呼びかけを行うとともに割引施設等の充実を図ります。
- (6) 全教互の陳情署名活動に現職者と退職者が一体となって取り組みます。

■ 現職会員を対象にした事業

- (1) 本会への理解と加入促進を図るために、新規採用者及び新規加入者に記念品を配布するとともに、全職員に「互助会報」を配布します。
- (2) 県内の針・灸・マッサージ等の団体が指定する施術所でマッサージ等の施術を受けたときに補助します。ただし、健康保険適用となるものは除きます。
ア 補助額 1回あたり1,000円
イ 補助回数 年度6回まで
- ㊦ (3) 緑内障・白内障などの目の病気等の早期発見と予防のために、アイドック（眼科健診）を実施します。
ア 定員 500名
ただし、定員を超えるときは、次の順位で決定します。
① 平成23年度未受診者
② 年齢の高い者
イ 補助額 3,200円
ウ 個人負担 1,000円
エ 実施期間 平成24年6月1日から平成25年2月28日までとします。
オ 検査機関 宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・西都市・日向市の8施設

- ⑧ (4) 健康維持・増進のため、公立学校共済組合宮崎支部と連携し半日ドックを実施します。
- ア 対象者 平成24年度末定年退職予定者で共済組合の人間ドックを申し込み抽選でもれた会員
 - イ 個人負担 一般コース 4,000円
女性コース 5,000円
 - ウ 実施期間 平成24年7月2日から平成25年2月28日までとします。
 - エ 検査機関 宮崎市・都城市・延岡市の4施設

- ⑧ (5) 少子高齢化や人口減少が進む中、子育て世代への経済的サポートや会員全体で次世代を担う子どものすこやかな成長を支援するため、次の事業を創設します。

出産祝金事業

- ア 事由 会員の子どもが誕生したとき
- イ 対象者 会員。ただし、夫婦とも教職員互助会の会員の場合は、どちらか一方が対象となります。
- ウ 支給額 20,000円（双胎以上は、1人につき20,000円）

入学記念品事業

- ア 事由 会員の子どもが小学校又は、小学部に入学したとき
- イ 対象者 会員。ただし、夫婦とも教職員互助会の会員の場合は、どちらか一方が対象となります。
- ウ 支給額 20,000円相当の祝品又は20,000円の祝金

結婚祝金事業

- ア 事由 会員が結婚したとき
- イ 対象者 会員。両人とも教職員互助会の会員の場合は、会員ごとに給付します。
- ウ 支給額 20,000円

実施時期 平成24年4月

- ⑧ (6) リフレッシュ助成事業を見直し、加入期間が、20年・30年に達した会員に記念品を贈ります。

永年勤続記念品事業

- ア 対象者 教職員互助会の在会期間が20年、30年を迎えた会員
- イ 給付額 10,000円相当の記念品又は祝金

実施時期 平成24年4月

- (7) 会員及び家族等が親睦やリフレッシュを目的に指定宿泊施設に宿泊したときに補助します。補助は、1施設ごとに年度内3泊までとします。

補助額

区分	宮崎県内の施設	宮崎県外の施設	公立学校共済組合の宿泊施設	
			九州・沖縄・山口	左記以外の全国
現職会員及びその扶養認定配偶者	2,500円 (1,000円)	2,000円	3,000円 (1,000円)	2,000円 (2,000円)

※（ ）の金額は、公立学校共済組合宮崎支部の助成分です。補助額に含まれています。

- (8) 退職互助部地区世話人会と連携して、「退職後の生活を考える会」を実施します。退職予定者だけでなく、退職まで数年ある方や配偶者等の参加も呼びかけます。
- (9) 視力矯正のためにメガネを購入したとき、4年に1回5,000円を限度に補助します。
- (10) 芸術鑑賞やスポーツ観戦をしたとき、年度内3回まで補助します。補助額は、2,000円を超える入場料の半額とし、上限は2,000円とします。
- (11) 地区運営委員会が中心となって、会員の親睦やリフレッシュ等を目的とした事業を各地区で実施します。
- (12) 退職後の経済的な安定を支援するため、「教職員積立年金」の募集を行います。募集は、平成24年7月2日から9月7日までとします。

■ 退職互助部会員を対象にした事業

- (1) 退職互助部の財政を長期に安定させるために財政試算を行い、療養補助金給付額等の改正に向けて検討します。
- (2) 地区世話人を中心に、会報の手配りを通じて会員相互の交流・親睦を図ります。このため、地区世話人会の役員及び世話人・班長等は、できるだけ多くの会員で交替しながら行う体制づくりに努めます。
- (3) 退職互助部会員の生きがいづくりの一環として、会員親睦研修旅行及びグラウンドゴルフ県大会を実施します。
- (4) 一日健診を実施します。ただし、受診は3年に1回とします。
また、市町村等で実施している特定健康診査・特定保健指導やがん検診などの公的制度を活用するよう、全会員に呼びかけます。
- (5) 加入後3年以内の会員を対象に、1泊2日の人間ドックを実施します。ただし、受診は1回とします。
- (6) 脳卒中などの脳疾患を予防するため、MRI検査を実施します。

(7) 指定宿泊施設に宿泊したとき、1施設ごとに年度内3泊まで補助します。

補助額	県内施設	1,500円
	県外施設	2,000円

(8) 新退職者とその配偶者等を対象に、退職後の健康・生きがい・経済に関する「退職者のつどい」を実施します。

⑨ (9) 退職互助部会員の安心・安定的な経済支援のために、中長期的な資産運用としての一時払い型終身保険を紹介します。

(10) 退職互助部会員の「療養補助金請求」への理解を深めるために、療養補助金説明会を実施します。

(11) 退職互助部会員の高齢化に伴い介護の必要な会員が増えてきていることから、その支援のあり方等について研究を進めます。

■ その他

(1) 木下博義公認会計士との監査契約を行い、公正・正確な会計事務の一層の充実を図ります。

(2) 知事部局等からの転入者や臨時的任用職員等の事務担当者が増えていることから、互助会担当者に対して本会の事業の周知を図るとともに、協力を得るための取り組みを進めます。

⑩ (3) 事業の周知及び会員の利便性を図るために、ホームページを刷新します。

【説明】

⑨ : 新規事業

⑩ : 既存事業のうち改善する事業

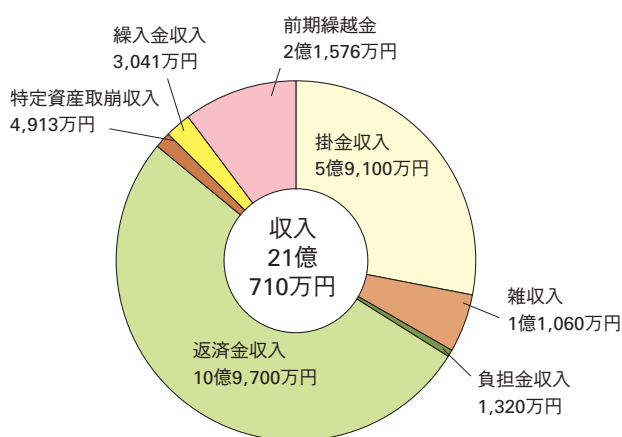
第4号議案 平成24年度予算案に関する件

一般会計、特別会計、収益事業会計の収入の部と支出の部を図表にしています。

一般会計

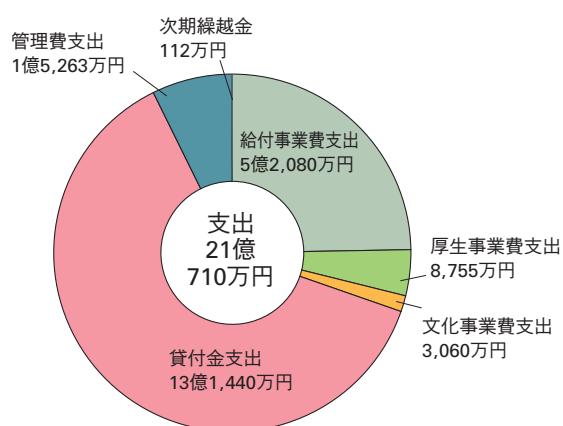
長期給付経理、短期給付経理、厚生事業経理、貸付事業経理、業務経理、退職給付経理の計6経理

<収入の部>



掛金収入	現職会員が毎月納める掛金及び現職退互部加入掛金積立（給料月額と教職員調整額の合計額の1000分の10及び1000分の5）
雑収入	定期預金や国債などの資産運用による収益や貸付事業の利息収入など
負担金収入	公立学校共済組合宮崎支部の宿泊助成事業事務受託による収入
返済金収入	貸付金の返済金
特定資産取崩収入	事業を行うために必要な資金（定期預金）の取り崩しによる収入
繰入金収入	特別会計・収益事業会計から繰り入れる資金

<支出の部>

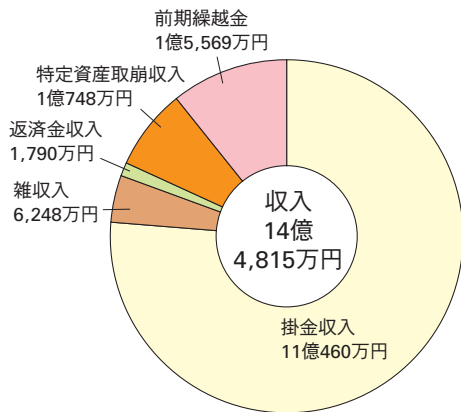


給付事業費支出	病気・ケガ、介護、災害、退職、死亡したときなどの給付金
厚生事業費支出	宿泊補助、メガネ購入、芸術鑑賞・スポーツ観戦、アイドック健診、針・灸・マッサージ等の補助、出産祝金、入学記念品等の祝金、会報、地区事業、退職後の生活を考える会等の講習会、会員著書購入、相談事業など
文化事業費支出	会員及び県民を対象とした県立芸術劇場との共催による舞台芸術やスクールコンサート等の文化公演事業、美術展、文芸誌、文化活動助成など
貸付金支出	生活資金、自家用車等の購入や結婚・住宅資金等の貸付金
管理費支出	事務局の管理運営費、諸会議費など

特別会計

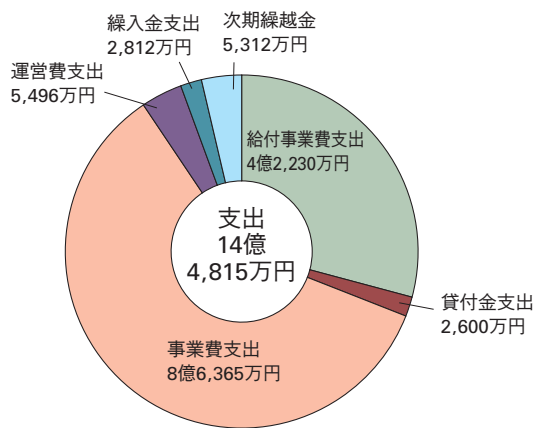
特別弔慰金経理、退職互助部経理、互助年金経理、会館管理資金積立経理、教職員積立年金経理の計5経理

〈収入の部〉



掛 金 収 入	特別弔慰金掛金、退互部加入掛金、教職員積立年金掛金
雑 収 入	定期預金や国債などの資産運用による利息収入
返 済 金 収 入	互助年金生活一時金貸付の返済金
特定資産取崩収入	事業を行うために必要な資金（定期預金）の取り崩しによる収入

〈支出の部〉

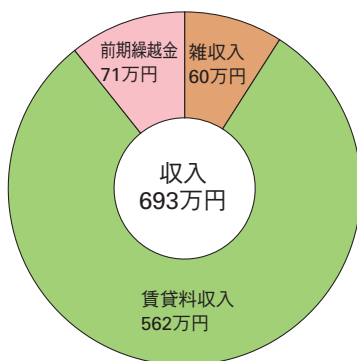


給付事業費支出	現職会員の特別弔慰金や配偶者弔慰金、退会給付金、退互部会員の療養補助金、長寿祝金、宿泊補助など
貸付金支出	互助年金拠出者への生活一時金貸付
事業費支出	教職員積立年金保険料など
運営費支出	退互部の地区事業費、会報発行など
繰入金支出	一般会計へ繰り出す資金など

収益事業会計

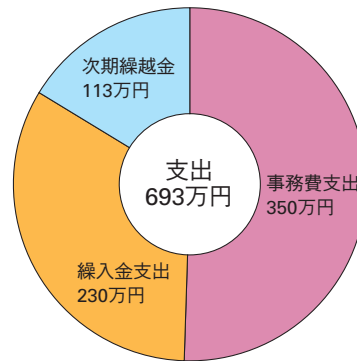
収益事業経理の1経理

〈収入の部〉



雑 収 入	銀行利息収入など
賃 貸 料 収 入	土地の年間賃貸料など

〈支出の部〉



事 務 費 支 出	土地の固定資産税など
繰 入 金 支 出	一般会計へ繰り出す資金

第5号議案 役員辞任の承認並びに後任役員選出に関する件

1 提案理由

理事3名、監事1名から辞任の届けがあり、「社団法人宮崎県教職員互助会役員選出規程」により関係団体から推薦がありましたので、定款第11条第1項に基づき第68回通常総会で承認を求めます。

2 提案事項

1) 役員辞任の承認について

役職名	氏名	辞任年月日
理事長	渡辺 義人	平成24年3月31日
理事	堀切 健次	平成24年6月29日
理事	福永 展幸	平成24年6月29日
監事	安田 宏士	平成24年6月29日

2) 後任役員を選出について

「社団法人宮崎県教職員互助会役員選出規程」第2条による後任役員を選出

役職名	氏名	就任年月日
理事長	飛田 洋	平成24年4月1日
理事	大西 敏夫	平成24年6月29日
理事	崎田 由紀子	平成24年6月29日
監事	梅原 裕二	平成24年6月29日

3) 任期

定款第13条第2項により、前任者の残任期間（平成25年度総会まで）平成24年度役員

役職名	氏名	現職名
理事長	飛田 洋	宮崎県教育長
副理事長	谷口 保徳	宮崎県高等学校教職員組合執行委員長
副理事長	下原 政広	宮崎県教職員組合執行委員長
副理事長	有馬 順一郎	宮崎県立みやざき中央支援学校校長
専務理事	靄田 歳明	専任
常務理事	山之上 敏彦	専任
理事	甲斐 勝弘	宮崎市立大淀中学校校長
理事	押川 幸博	宮崎市立生目小学校校長
理事	藤元 正	宮崎県立宮崎北高等学校教諭
理事	山下 敏仁	都城市立高崎中学校事務主幹
理事	入倉 俊一	宮崎県教育庁財務福利課長
理事	中野 ちはる	宮崎市立西池小学校教諭
理事	大西 敏夫	宮崎県スポーツ指導センター所長
理事	崎田 由紀子	宮崎市立広瀬小学校教諭
監事	松元 史年	宮崎県高等学校教職員組合書記長
監事	井上 悦子	宮崎県教職員組合書記長
監事	藤井 政美	宮崎県立都城きりしま支援学校事務長
監事	梅原 裕二	宮崎県教育庁総務課長

関係規程

「社団法人宮崎県教職員互助会役員選出規程」

「定款の変更の案」の要点

移行認可申請書に添付しなければならない「定款の変更の案」は、原則的に現行の定款を堅持し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に適合するよう作成しています。また、定款に定めていなければ効力が生じない事項も新たに定めます。

内閣府が示した「定款の変更の案」を参考に、法律に詳しい司法書士等の助言を受け、作成しました。その要点は次のとおりです。

1 目的・事業

定款に定める目的・事業は、「会員を対象とした福利厚生事業」とします。また、公益目的支出計画に記載する「宮崎県における教育・文化・芸術・スポーツの振興・発展に関する事業」とします。

2 法人の構成員

会員は、現職会員と退職互助部会員（現・退職互助部正会員）とします。

退職互助部準会員は、退職互助部会員の配偶者として退職互助部規程等に位置づけ、給付等の権利はこれまでどおり保証することで整理します。

3 代議員

代議員は、選挙で選出しなければなりません。選出の方法等については、代議員選出規程として定めます。

代議員の定数は、現職会員からは70名以上100名以下とし、退職互助部会員からは40名以上60名以下とします。

4 退会・資格喪失

会員資格の喪失の条件として、現職会員が掛金を12か月以上納入しないときを、新たに加えます。また、法人法の定めにより除名の規定を設けます。

5 総会の運営

総会の運営は、代議員により行います。ただし、代議員は、選挙で選出しなければなりません。

6 総会の決議事項

役員の選任及び解任、会員の除名、定款の変更、残余財産の処分、計算書類の承認、その他法令で定められている事項を総会の決議事項とします。

7 役員（理事・監事）

(1) 役員の定数

理事は、10名以上14名以下とします。

監事は、4名以下とし、会員外から選出することも可能とします。

(2) 役員の名称は、現行どおりとし、理事長、副理事長、専務理事、常務理事とします。

(3) 代表理事は、理事長とし、業務執行理事は、専務理事並びに常務理事とします。

- (4) 専務理事並びに常務理事は、常勤の理事とします。
- (5) 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有します。

8 理事会

理事会は、法人法の定めにより権限が強化されます。また、監事は理事の職務の執行を監督することから常に理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければなりません。

6月開催の総会で決定していた事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに作成しなければならないことから、法人法の定める理事会の決議事項とします。

9 移行時の代表理事及び業務執行理事

移行後、最初の代表理事及び業務執行理事は、法人法の定めにより定款の変更の案の附則に氏名を直接記入しなければならないことから、飛田洋理事長、鶴田歳明専務理事、山之上敏彦常務理事の氏名を記載します。

10 施行年月日は、一般社団法人設立の登記の日からとします。

「定款の変更の案」

社団法人宮崎県教職員互助会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県教職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職員の互助会に関する条例（昭和46年宮崎県条例第32号）第3条第1項第2号及び第2項の規定に基づいて設立し、会員の相互共済及び福利増進を図り、併せて宮崎県における教育及び文化・芸術・スポーツの振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利、厚生等に関する事業
- (2) 会員に対する給付に関する事業
- (3) 会員に対する厚生資金等の貸付けに関する事業
- (4) 特別弔慰金の給付に関する事業
- (5) 退職互助部に関する事業
- (6) 教育・文化・芸術・スポーツの振興・発展に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び代議員

(会員の資格の取得)

第5条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認について、緊急を要するときは、理事長が行うことができる。その場合、理事長は理事会に報告しなければならない。

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次の会員で構成する。

- (1) 現職会員

地方公務員等共済組合法等（以下「地公共法」という。）第3条第1項第2号に規定する公立学校共済組合宮崎支部の組合員である者（ただし、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員（以下「再任用フルタイム勤務職員」という。）である組合員を除く。）及び宮崎県内の教育関係団体等（以下「教育関係団体」という。）に勤務する者で、この法人に加入した者

- (2) 退職互助部会員

地公共法第2条第1項第4号に定める退職及び教育関係団体が定める退職により、前号の現職会員の資格を喪失した者で、退職後この法人に加入した者

(代議員)

- 第7条 この法人の社員は、現職会員から70名以上100名以下をもって選出される代議員及び退職互助部会員から40名以上60名以下をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 2 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は、理事会において定める。
 - 3 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において、会員は、他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施し、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
 - 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。
 - 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該補欠者が欠員の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 8 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 9 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
 - 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(代議員の報酬等)

第8条 代議員は、無報酬とする。

- 2 代議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(掛金)

第9条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、掛金を納入しなければならない。

- 2 掛金の額及びその納入方法については、総会の決議により別に定める。
- 3 現職会員のうち休職等によって給料が支給されない者については、その休職等の期間中の掛金の納入を免除することができる。この場合において、掛金の納入を免除された期間については、在会期間に算入しない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において定める退会届を提出し、いつでも退会することができる。

- 2 現職会員が退職し、又は免職されたときは、退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、理事長は除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総代議員の同意があったとき。
- (2) 現職会員としての掛金納入の義務を12か月以上履行しないとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した掛金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 この法人の総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の代議員を代理人として議決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、当該書面議決をし、又は代理人に議決を委任した代議員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上14名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 常勤の理事は、専務理事及び常務理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事は、総会の決議によって、会員の中から選任する。

2 監事は、総会の決議によって会員又は、会員外の者の中から選任する。

3 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

5 理事のうち理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

6 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な職員の選任及び解任

(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 法人法第90条第4項第5号に定める体制の整備

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散等により、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、飛田 洋とし、最初の業務執行理事は、轟田歳明、山之上敏彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

総 会 代 議 員

氏 名	所 属	氏 名	所 属	氏 名	所 属	氏 名	所 属
[西白杵]		[児湯]		長 友 美 紀	赤江東中	二 宮 昭 一	山 田 小
原 田 義 和	高千穂小	松 浦 美 人	三財小	井 元 理 絵	高岡中	西 岡 知 雄	妻ヶ丘中
内 田 泰 彦	日之影中	内 田 博 文	富田小	丹 山 孝 洋	加納中	小 野 まさ子	沖 水 中
塚 本 讓 二	五ヶ瀬中等	吉 田 英 穂	上新田小	山之内 真由美	木脇中	石 塚 悟	都城西中
		志野崎 陽 子	山本小	村 橋 誠	綾 中	園 木 雅 子	祝 吉 中
[県 北]		大 窪 浩 二	木城小	柳 田 秀 樹	宮崎工業高	安 楽 淳 一	沖 水 中
溝 口 量 子	緑ヶ丘小	後 野 みち子	妻 中	田 渕 裕 章	宮崎工業高	野 村 幸 浩	山之口中
南正覚 雅 士	東海小	前 田 昌 之	都於郡中	青 木 一 生	宮崎工業高	岩 崎 真寿美	都城商業高
國 延 群 子	一ヶ岡小	谷 博 喜	木城中	堂 園 修	宮崎商業高	黒 木 正 弘	都城工業高
安 田 茂	伊形小	松 本 朋 子	国光原中	津 田 幸 子	宮崎農業高	浦 田 かおる	都城西高
宮 園 秀 敏	恒富中	後 藤 徹 一	都農高	田 中 修	宮崎海洋高	宮 里 仁	都城きりしま支援
野 崎 富 男	岡富中			重 水 隆 英	宮崎海洋高	海 野 千 尋	都城さくら聴覚支援
甲 斐 計 二	延岡南中	[中 央]		岡 部 裕 一	佐土原高		
高 塚 明 美	南方中	緒 方 邦 俊	赤江小	本 田 圭 吾	佐土原高	[西 諸]	
古 川 弘	延岡工業高	奥 野 義 夫	宮崎南小	野 口 和 広	本庄高	児 玉 亮 子	細 野 小
甲 斐 正 彦	延岡商業高	下 東 満 美	檉 小	西 田 千代子	紅まわり支援	出 樋 睦 美	加久藤小
日 高 保三郎	延岡青朋高	谷 口 律 子	国富小			外 山 修	高 原 小
川 並 康 之	延岡しろやま支援	谷 口 稔	清武小	[県 南]		岩 崎 多 美	広 原 小
		田 中 雄 二	広瀬小	中 武 莊 二	吾田東小	柿 木 真 也	上 江 中
[日 向]		池 田 清 美	高岡小	柳 橋 富 子	南郷小	矢 野 隆 司	小 林 秀 峰 高
小 野 道 芳	塩見小	宮 本 篤 子	穆佐小	福 島 啓 介	秋山小	田 原 伸 二	高 原 高
鶴 田 映 子	日知屋東小	比恵島 俊 朗	浦之名小	黒 木 康 英	油津中		
七 條 賀 雄	北郷小	金 丸 敏 弘	本庄小	野 脇 正 毅	市木中	[教 育 庁]	
田 上 修二郎	富島中	安 井 英 展	綾 小	大 道 せつ子	日南くろしお支援	甲 斐 久 志	財 務 福 利 課
隅 田 田 鶴子	美々津中	岩 下 重 広	宮崎中	里 岡 淳 一	日南くろしお支援	岩 切 秀 樹	中 部 教 育 事 務 所
藤 本 秀 人	門川中	富 永 い つ	檉 中			山 下 真 司	教 育 研 修 セ ン タ ー
田 島 由 美	南郷中	富 永 隆	生目中	[都 北]			
長 友 雅	日向みわり支援	井 口 禎 嗣	大塚中	外 山 隆 己	沖水小		
		押 川 賢 二	赤江中	今 村 弘 子	乙房小		
		山 内 佳寿子	生目台中	下 原 純 子	宮村小		

地区運営委員

◎は地区運営委員長 ○は地区事務局長

西白杵	坂本 一信 (五ヶ瀬中等)	江藤 真弥 (高千穂高)	◎ 神崎 勝久 (鞍岡中)	竹原 哲郎 (田原小)	永野 孝次 (高千穂中)	○ 原田 義和 (高千穂小)	内田 泰彦 (日之影中)
県北	佐藤 則夫 (延岡高)	古川 弘 (延岡工業高)	◎ 宮園 秀敏 (恒富中)	吉野 裕喜 (北浦小)	溝口 量子 (緑ヶ丘小)	安田 茂 (伊形小)	○ 田邊 譲治 (恒富中)
日向	赤池 要一 (日向高)	友納 惣一郎 (富島高)	◎ 郡 政利 (財光寺中)	中村 敏彦 (日知屋小)	黒木 博美 (財光寺小)	小野 道芳 (塩見小)	○ 寺町 裕史 (財光寺中)
児湯	後藤 徹一 (都農高)	福留 賢次 (高鍋農業高)	志野崎 陽子 (山本小)	◎ 松浦 美人 (三財小)	北林 加津子 (富田中)	○ 内田 博文 (富田小)	後野 みち子 (妻中)
中央	有枝 定幸 (宮崎大宮高)	本田 圭吾 (佐土原高)	◎ 米倉 公司 (田野中)	押川 幸博 (生目小)	丹山 孝洋 (加納中)	池田 清美 (高岡小)	○ 緒方 邦俊 (赤江小)
県南	里岡 淳一 (日南くろしお支援)	○ 松木 寿一 (日南振徳高)	黒木 康英 (油津中)	◎ 福島 啓介 (秋山小)	野脇 正毅 (市木中)	柳橋 富子 (南郷小)	大道 せつ子 (日南くろしお支援)
都北	宮里 仁 (都城きりしま支援)	黒木 正弘 (都城工業高)	◎ 石塚 悟 (都城西中)	二宮 昭一 (山田小)	今村 弘子 (乙房小)	小野 まさ子 (沖水中)	○ 野村 幸浩 (山之口中)
西諸	笹岡 広則 (小林秀峰高)	矢野 隆司 (小林秀峰高)	◎ 柿木 真也 (上江中)	小倉 良之 (須木中)	今川 雅雄 (加久藤小)	出樋 睦美 (加久藤小)	○ 児玉 亮子 (細野小)
教育庁	◎ 福満 千秋 (総務課)	○ 柚木崎 誠一朗 (財務福利課)	佐藤 公洋 (学校政策課)	市川 誠 (スポーツ振興課)	菊村 祐司 (教職員課)	長峯 勝志 (生涯学習課)	長友 由美子 (教育研修センター)

退職互助部運営委員

委員長	石山 重廣		委員	富高 壽雄	中央北	委員	児玉 次男	児湯
副委員長	石田 貴愛		委員	申間 弘康	中央西	委員	森 茂樹	日向
委員	吉村 弘子		委員	本部 敏信	県南	委員	高藤 輝重	県北
委員	平原 博子	中央南	委員	富山 耕一	都北	委員	甲斐 保夫	西白杵
委員	瀬戸口 輝昭	中央東	委員	矢野 侑三	西諸			

退職互助部地区事務局長

中央南地区	大浦 勇次	西諸地区	黒木 伸次
中央東地区	金丸 光臣	児湯地区	三好 正明
	中山 和郎 (7月1日就任予定)	日向地区	園田 雪臣
中央北地区	渡野 幸治	県北地区	後藤 武則
中央西地区	吉野 俊一	西白杵地区	興 梶 純一
県南地区	藤井 晃治		
都北地区	富山 耕一		
	山川 裕彦 (7月1日就任予定)		

古代 七つの文明展

人と地球と太陽の船

この地球上に誕生した数多くの文明の中から、独自の哲学と神話を持つ七つの文明（エジプト、オリエント、ギリシャ・ローマ、シルクロード・インド、中国、中南米、縄文）を紹介し、横断的に展示することで「文明とはなにか」、「人は何のために生きるのか」といった根源的な問いかけに向かい合う展覧会です。会場では、七つの文明、文化の生んだ優品を約230点展示します。中でも、国宝の火焰型土器（新潟県十日町市博物館蔵）が宮崎で初めて展示されます。また、「トキのミイラ」（エジプト文明・個人蔵）は世界初公開で必見です。詳細は、宮崎県総合博物館・宮日・MRTのホームページをご覧ください。

会期：2012年7月14日(土)～9月2日(日)

会場：宮崎県総合博物館・特別展示室（2階）

総監修：吉村作治先生（早稲田大学名誉教授）

前売券価格：大人800円（1000円）、小中高生400円（600円）※（ ）は当日料金

主催：宮崎県教職員互助会、宮崎県総合博物館
宮崎日日新聞社、MRT宮崎

吉村作治先生の トークショー&サイン会

日時：7月14日(土)午後2時

7月15日(日)午前11時／午後2時

8月10日(金)午後2時

8月11日(土)午前11時／午後2時

会場：宮崎県総合博物館・研修室1（2階）

定員：各回とも100名（先着順）

※各回とも入場整理券およびチケットが半券が必要です。

（整理券は各回とも開始時刻の2時間前より配布します。）

※サイン会は、オフィシャルブック（図録）ご購入の方が対象です。

ベリーダンス ナイトミュージアム



古代エジプトが発祥の地とも言われるベリーダンスの公演です。

日時：8月25日(土)、26日(日)

午後7時～7時30分

会場：宮崎県総合博物館・1階ロビー

出演：キャラバンカーニバル
オリエンタルダンス ※観覧無料

デッサン大会に
参加しよう！



十日町市博物館蔵

国宝
火焰型土器
宮崎初公開!!

前売り券発売は
7/13(金)
まで!!

※すべて北京・故宮博物院蔵

公益文化事業

北京・故宮博物院は、かつて紫禁城と呼ばれ、明・清王朝の24人の皇帝が居住した世界最大級の宮殿です。

本展では、北京・故宮博物院の約180万点にのぼる収蔵作品から、故宮に生きた女性たちの知られざる生涯とそのまなざしをテーマに、絵画、工芸、服飾、宝飾などの国家一級文物（日本の国宝に相当）を含む名品約200点を展示し、中国宮廷文化の精髓をご紹介します。

地上の天宮 北京・故宮博物院展

2012 5月19日[出]→6月24日[日] [会期中無休]

観覧料

大人：1,200円／小中高生：600円

※当日、窓口で「全教互九州ブロック協議会会員証」をご提示の方は前売券価格（大人1,000円）で観覧できます。

開館時間
会場
主催

10:00～18:00（入室は17:30まで）

宮崎県立美術館

故宮博物院展実行委員会

（宮崎県教職員互助会、宮崎県立美術館、宮崎日日新聞社、UMKテレビ宮崎）

紫禁城を彩る
后妃たち

金鑲珠寶帽頂（部分）清

《胤禛妃行樂圖》軸
[仲夏]消暑賞蝶（部分）清

画磁聊仙女採芝大盤
清・乾隆年間 [一級文物]

粉彩花卉凸三嬰戲瓶
清・乾隆年間 [一級文物]

鑲寶石碧璽花簪
清・乾隆年間



古事記編纂1300年・西都原古墳群発掘調査100年記念

「考古学から東アジアを考える」

～それは西都原古墳群の発掘調査から始まった～

期 日 平成24年 8月4日(土) 午後1時～午後4時

会 場 宮日会館 宮日ホール (宮崎市高千穂通1-1-33)

定 員 250名 (定員になり次第締切/入場無料)

申込方法 会員番号・区分、住所、氏名、電話番号を明記の上、ハガキ又はFAX、E-mailで教職員互助会までお申し込みください。

<講演者>

「台湾における日本人考古学者たち(仮)」

劉 益 昌 (台湾中央研究院)

「韓半島における日本人考古学者たち(仮)」

朴 天 秀 (大韓民国国立慶北大学校)

「西都原古墳群を調査した考古学者たち(仮)」

北郷 泰道 (宮崎県埋蔵文化財センター)

1912(大正元)年に始まる西都原古墳群の発掘調査は、我が国における古墳の本格的な学術調査の第一歩として、日本考古学史に記憶されている。それは、『古事記』『日本書紀』に記された「皇祖発祥の地」を実証しようとする目的があったが、早すぎる時代の調査は、その夢に根拠を与えることをしなかったかに見える。だが、それから1995(平成7)年、80年以上の時を経て始まる西都原古墳群の再発掘調査などは、むしろ『記・紀』に記された古代日向の在り方を生き活き

と浮かび上がらせる資料を与えるものとなっている。

その出発点となった20世紀初頭の西都原古墳群の発掘調査を前後して、東アジアに海を渡った日本人考古学者たちがいる。韓国・台湾を中心に精力的に踏査を行った鳥居龍蔵を始めとして、彼らは東アジアの中に日本との共通性や異質性、またはその源流を見出したに違いない。彼らが見たものは何であったのか、その視線を通して、東アジアの中の日本、南九州＝宮崎の位置付けを考える。



平成23年度 日韓文化交流考古学講演会風景(宮日会館)

貸付金の一部繰上返済ができます

申込締切 7月6日(金)

毎月の返済額は変わりませんが、返済期間を短くすることができます。

対 象 月払いのみの返済(A表又はB表)をしている方

返済金額 5万円以上

必要書類 貸付金一部繰上返済申込書(互助会担当の方にお渡ししている「諸用紙」つづりにあります)

返済方法 申込書を受け付けた後、返済希望額に最も近い金額を記入した振込用紙をお届けします。

その振込用紙で宮崎銀行から7月23日(月)までに送金していただくことになります。



文化活動を行っているサークルに助成します

申請締切 6月29日(金)

教職員互助会の会員が中心となって文化活動を行っているサークルに助成します。

助成を希望するサークルには助成申請書等をお送りしますので、互助会事務局にご連絡ください。

助成対象サークル

- 1) 絵画・デザイン・書・写真・彫刻・工芸・文芸及び音楽等の文化活動を行っていること
- 2) 本会の会員が中心となり活動を行っている県内のサークルであり、サークルの構成員が5名以上であること
- 3) サークルの構成員のうち2分の1以上または10名以上が本会の会員であること
- 4) 入場無料の公開行事を一般県民に対して年1回以上行っていること
- 5) 目録やプログラム等の印刷物に「宮崎県教職員互助会の文化活動助成対象サークル」であることを明記すること

文芸誌「しゃりんばい」第35号—記念号—原稿募集

応募締切 8月31日(金) 消印有効

部門・規格等は、下記のとおりです。
投稿希望の方には募集要項をお送りしますので、ご連絡ください。

1 応募資格 教職員互助会の会員

2 応募点数 一人1作品

*ただし、記念テーマについては別枠で投稿できます。

3 部門・規格

小説	10枚以上50枚以内	詩	本文80行以内
エッセー(紀行を含む)	3枚以上10枚以内	童話	5枚以上30枚以内
短歌	10首	文芸評論	10枚以上50枚以内
俳句	10句	戯曲(演劇の台本も可)	20枚以上50枚以内

4 「しゃりんばい」第35号記念企画について

文芸誌「しゃりんばい」が第35号を迎えるにあたり、記念テーマを設けエッセー作品を募集します。一般の作品とは別枠で投稿できますので、是非作品をお寄せください。

《記念テーマ》

*携帯電話

*気になる

《規格》

1) 原稿用紙3枚以上10枚以内

2) A4版400字詰め原稿用紙使用のこと

なお、記念テーマで応募された作品は選考し、入選作品を文芸誌に掲載します。

「わくわく文芸講座」を開催します

楽しい講座です。文章を読んだり書いたりするときの参考になります。
参加費は無料で、どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

*詳細は、「互助会報7月号」で案内します。

日時 平成24年9月29日(土)
午後1時から4時30分まで

場所 宮崎県立図書館(宮崎市)
電話(0985)29-2911

全体会 「日向神話とその物語性について」
講師：鶴ヶ野 勉

参加者募集

会員の方だけでなく
どなたでも参加できます

指定宿泊施設について

●かんぼの宿日南

大人 平日 8,300円(一室2名利用時の一人料金)
休日 9,700円(一室2名利用時の一人料金)

●博多グリーンホテル1号館・2号館

チェックイン時間 12時 → 13時

《宿泊補助券を利用する際の注意事項》

- ・ネット予約での補助券使用はできません。必ず電話にて予約をし、宿泊料金の確認をお願いします。
- ・記入漏れがあると使用できない場合がありますので、補助券を利用される前に必ず記入漏れがないか利用者本人の確認をお願いします!
- ・補助券を利用できるのは、会員本人と扶養認定配偶者のみです。

スクールコンサートを実施します

スクールコンサートは、児童・生徒や地域住民の方々を対象に、県内の小中学校及び県立学校を3つのグループに分け、毎年60公演を上限に実施します。今年度は、都北・県北・西臼杵地区の学校を対象に行います。

毎年、児童・生徒や教職員、地域住民の方など多くの県民の方に鑑賞いただいている事業です。今回は6・7月公演予定の学校を掲載します。

鑑賞を希望される方は、公演校にお問い合わせください。鑑賞は無料です。

公演日	学校名	アーティスト名
6月8日(金)	都城市立繩瀬小学校	浜崎奈津子 (シンセサイザー)
6月15日(金)	都城市立庄内小学校	宮里 陽太 (サクソス他)
6月19日(火)	三股町立長田小学校	響 座 (和太鼓)
6月22日(金)	都城市立山之口小学校	響 座 (和太鼓)
7月17日(火)	延岡市立三椏小学校	小川 和紘 (サクソス)

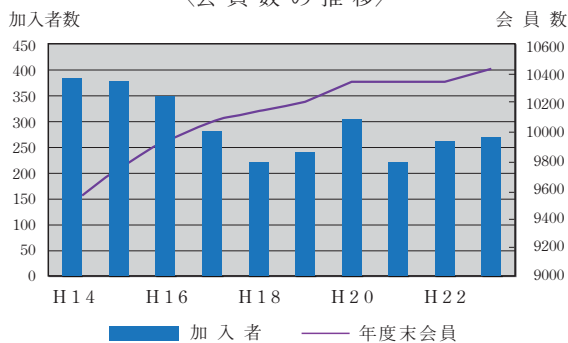


平成23年 宮里陽太グループ 公演風景

退職互助部で充実したセカンドライフを

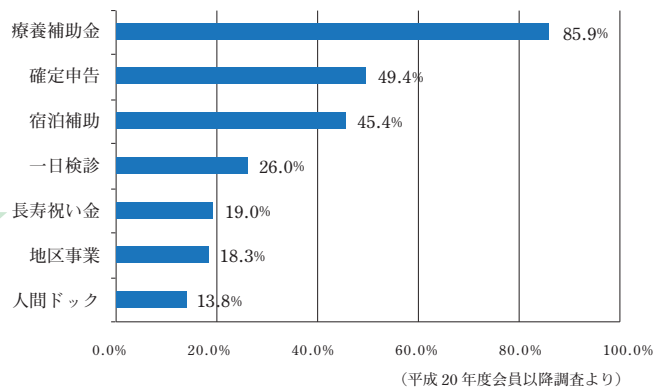
「退職互助部」は、会員みなさんが、充実したセカンドライフを過ごしていただけるよう「健康、生きがい、経済の安定」の3側面からサポートする事業を展開しています。

〈会員数の推移〉



昭和43年に退職互助部が発足した当時の会員数は23名。今年度は、新たに307名の新会員を迎え、退職互助部会員は準会員を含め約10,700名となりました。

〈加入していて良かったと感じる事業〉



退職互助部の事業は、現職と共通するものも多いですが、独自の事業もあります。「群を抜いて「療養補助金」が多いのはなぜ?」「確定申告」って何をやるの?」etc...今後、複数回に分けて退互部事業をご紹介します。

〈親睦研修旅行 ～会員の生きがいづくり～〉

一言で「生きがい」と言っても、何に生きがいを感じるかは様々です。退職互助部では今回「旅行」にスポットをあてて、みなさんにおすすめの旅行をご案内しています。

現在案内中の旅行

- ・特別チャーター便で行くトルコ・ギリシャ 7泊8日 9/8 (土) 出発
- ・北京と台北の「故宮」を訪ねる贅沢な旅 4泊5日 9/29 (土) 出発
- ・東北四大祭りを巡る旅 4泊5日 8/3 (金) 出発
- ・おわら風の盆 3泊4日 9/1 (土) 出発
- ・小学校の教科書に出てくる教材の探訪 2泊3日 7/22 (日) 出発



職場保存用として上記に関するパンフレットをお送りしています。旅行代金や行程等の詳細については、パンフレットをご参照ください。現職会員の参加も大歓迎です!

飯野小の木下さんからバトンを受け取った、西都市立妻北小学校の並立久美子です。息子のような木下さんは、若い時から妻北小体育主任の大役を引き受け、はい、喜んでと、何事にも前向きに取り組みました。待望の子どもさんが誕生し、今はお父さん先生として頑張っていることと思います。

私が勤務する妻北小は、米良へ向かう219号線沿いにあります。19年度に校舎改築が完了し、気持ちのよい新校舎で過ごさせてもらっています。校区内には、悠久の歴史を感じさせる西都原古墳群があり、遠足や校外学習等で四季折々の表情を楽しむことができます。5月には、記録の道をたどり西都原をゴールとするPTA主催の妻北マラソンが行われ、たくさんの親子が楽しみました。2月のバザーでは、職員による恒例の焼鳥コートに行列ができるという、親子も職員もエネギッスの学校です。機会があれば是非足を運んでみてください。

この平成24年度は私にとって教職生活最後の年となります。妻北小の子どもたちにバナーをもらい、楽しみながら残りの日々を過ごしたいと思います。そして、娘のような栗須小学校の法元良子さんに、バナーと教員としての思いをバトンタッチです。また、今まで出会ったたくさんの方々に感謝します。

有難うございました。



妻北小正面です



花の香漂う西都原



ペンリレー



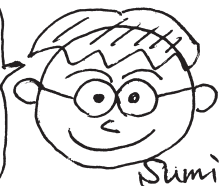
前回のペンリレーが発行された時は、飲肥中に勤務していた古川さん（現在宮大附属中）から、バトンを受け取りました宮崎市立広瀬中学校の須見聖子です。「こたわりの男」古川さんとは、バスケットボール（部活動）を通して多くのことを語り合い、いくつもの体育館でしのぎを削ってきました。古川さんのチームに対する厳しさや愛情、とことん追求しようとする情熱、そして自分の地区全体の競技力を向上させようと奮闘してきた功績は、あばらしいものです。きっと、あとに残った仲間たちが受け継いでくれますよ。

さて、勤務して4年目を迎えた広瀬中学校ですが、佐土原駅近くの周囲より少し小高い場所に位置しています。校舎は古いのですが、毎日の「三清清掃」を生徒全員が徹底して行ってくれるので、校舎内はいつもきれいで気持ちがいいです。あっさっかしっかりとでき素直な生徒たちに囲まれて、私たち職員も充実した日々を過ごすことができている。あたり前の中学校教育が、あたり前に実践できていることを本当にありがたく思っています。

次は、17年間勤務した延岡時代の初任校である旭中学校で苦楽を共にした大玉小学校の福重ひとみさんにバトンをタッチです。



あつみの登校を



Sumi

BOOK ぶっく・なかまの本

『風の舞う日』

前田廣子さんがついに、作品集『風の舞う日』を出版した。ついにと断るのは、前田さんがわが互助会の文芸雑誌である「しゃりんばい」の熱心な投稿者の一人であったからである。「あとがき」によれば十六年間「しゃりんばい」に投稿をしつづけたが最近、体調をくずしたのをきっかけに出版に踏みきったという。

内容は小説が三編、三十号に掲載された「風の中を来た人」、三十二号に掲載された「ジャンよ時が還るなら」、二十六号に掲載された「風の記憶」である。いずれも女性らしい視点で描かれているから、優しい読後感が残る。次には八編からなる随筆がつづく。若い頃から短歌や詩に強い関心があったことがうかがえ、各編の素材は必ず短歌や詩からなっている。最後がその短歌であるが、わが「しゃりんばい」に掲載されたものではない。百五十数編からなり、短歌への関心の深さがうかがえる。たとえば「夫の焚く枯葉の匂いにさそわれて窓を開ければ赫き夕映え」には夫への妻の心情が、「森中を迷うがごとき読書かな東アジアの古代史辿れば」には読者家の一面が読み取れる。

著者も「あとがき」で触れているが、わが「しゃりんばい」は全国で4県しかない文芸誌の一つである。ここまではいいのだが最近、若い会員からの投稿が激減している。二十、三十代からの投稿はゼロで、四十、五十代を合わせても全体の10%未満である。教職員は終日、活字と格闘している。なのになぜか活字（文学）離れは確実に、教育現場にも押し寄せているらしい。前田廣子さんの『風の舞う日』に目を通してほしいのは勿論だが、若い会員からの投稿も切望している。

紹介 鶴ヶ野 勉

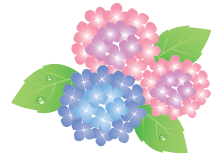
『風の舞う日』



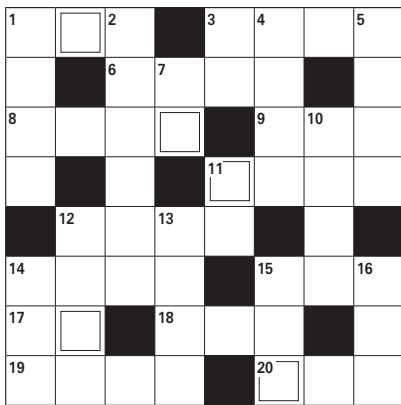
前田 廣子 著
(退職互助部)

問い合わせ・注文は
電話 0985(28)8016
前田まで

季節のクロスワードパズル



このクロスワードパズルはすべてカタカナが入ります。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、5つの文字を並びかえてください。ジューンブライドとは言うけれど、実際には案外少ないような…。



●タテのカギ

- ① 白無垢の打ち掛け、日本髪は〇〇
〇〇高島田
- ② 神社や教会、ホテルや会館で挙げる人もいますね
- ③ 新しい扉、幸せの〇〇を開けるのでしょうか…
- ④ なにより〇〇〇〇な人生の伴侶を見つけたんですね
- ⑤ 何事にも動じない心境に至りました
- ⑦ 結婚指輪は〇〇? それともプラチナ?
- ⑩ 貸し〇〇〇〇でも、じっくりお気に入りを探したいもの
- ⑪ 〇〇と糸でお裁縫。小学生の娘にヒヤヒヤ、ハラハラ
- ⑫ 昔の貴族の婚礼で頭にかぶっていました
- ⑭ 他人に対するひどい振る舞いです
- ⑮ お屋敷の外側の囲いですよ
- ⑯ カニのじゃんけんはこれだね

●ヨコのカギ

- ① 花嫁が持つ花束。これを受け取ると次に花嫁になれるって
- ③ 慌ててさわぐ様子を言いますね
- ⑥ 親戚・友人、結婚すると〇〇〇〇も倍増!?
- ⑧ 50年連れ添って、〇〇〇〇式をしましょうね
- ⑨ 造花よりやっぱり自然の生きた花を飾りましょう
- ⑪ 郵便で、メールで関係者に挨拶状を〇〇〇〇しておきましょう
- ⑫ レストランを〇〇〇〇でおこなう披露パーティーもはやっています
- ⑭ ふたりで暮らす新たな住まい
- ⑮ のんびりくつろぐ寝椅子です
- ⑰ 〇〇をも言わせぬ強い態度の亭主 関白…
- ⑱ 庭やベランダの鉢に植えます
- ⑲ ほうきとこれで掃きそうじしてね
- ⑳ コンサート会場は〇〇〇にあふれています

第385号(4月)の答え

「桜前線」

当選者

- ・福島 哲二 (財光寺南小)
- ・齋藤 和大 (庄内小)
- ・石原口秀樹 (有水中)
- ・関屋 一智 (日南くろしお支援)
- ・甲斐 文章 (延岡しろやま支援)

ハガキに答え、氏名、所属名、職場での楽しい話題や児童・生徒のこと、今月号の感想など何でも結構です。必ず書いて、7月20日(金)までに教職員互助会にお送りください。FAXでも受け付けます。

正解者の中から抽選で図書カード(2,000円分)を5名の方に「古代七つの文明展」ペア招待券を10名の方に抽選で進呈します。

当選者は、氏名、所属名を会報に掲載します。また、お寄せいただいた感想等は、会報で紹介させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

針・灸・マッサージ等施術料補助 対象施術所の新規・変更

平成24年4月1日から

新規の施術所

施術担当者	治療所	住所	電話番号	はり	きゅう	マッサージ
小田 親穂	はりきゅう聖治療院	北諸県郡三股町大字蓼池983-4	0986-52-6899	○	○	○

住所等の変更

治療所	変更前	変更後
マッサージルーム寺田治療院	0985-23-9558	070-5402-9850
甲斐義鍼灸マッサージ院	宮崎市北権現町62-8	甲斐鍼灸マッサージ院 宮崎市浮城町103番地1

補助対象の取り消し(4ヶ所)

- ・東洋メディカル鍼灸院
- ・木下はり・マッサージ院
- ・新田鍼灸院
- ・中野指圧マッサージ

業務連絡会の日程



互助会担当の方に出席いただき、今年度の事業等について説明します。

教職員互助会の事業について、ご意見・ご質問等がありましたら互助会担当の方にお伝えください。

受付：午後1時30分 開会：午後2時

月	日	地区	会場
7月	2日(月)	西 諸	西諸県農業改良普及センター
	3日(火)	児 湯	高鍋町中央公民館
	5日(木)	県 北	延岡市社会教育センター
	6日(金)	西臼杵	高千穂町中央公民館
	9日(月)	都 北	早水体育文化センター
	10日(火)	中 央	宮崎市民プラザ
	12日(木)	県 南	南郷ハートフルセンター
	13日(金)	日 向	大王谷コミュニティセンター

会員からの便り

- ・庭のさくらんぼの木にたくさんの実が色づき始めました。今年こそ私の口に入るかなと思っていますが、いつも小鳥の方が先に味見をしています。
福島 哲二 (財光寺南小)
- ・4月から新しい職場になりました。そして、3年ぶりの学級担任です。新鮮な気持ちで4月を過ごしました。子ども達に負けないようにパワフルに頑張っていきたいと思います。
川越 佐穂 (潮見小)

表紙のこぼれ



「青い森」

日高 和広
(宮崎県立美術館)

森などの自然の中において、光や風、音などを感じていると、自分もその場所の一部になったような穏やかな感覚になることがあります。そんな自然と人間が一体になった世界を絵に表現できたらいいなあと思っています。

青い森の中に立つ少女は自分の娘です。表したいイメージの中に、小学生当時の無邪気な姿を記録したいと思い描きました。

ホームページ、Eメールの活用を！！

～ 現在、ホームページの刷新に向け作業中です ～

ホームページでは、請求書のダウンロード等ができますので、ご活用ください。

なお、各種お問い合わせはEメールでも結構です。お気軽にお問い合わせください。

ホームページ：

<http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~gojyokai/>

Eメール：

gojyokai@miyazaki-catv.ne.jp

